

尼崎市教育委員会 12月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成28年12月26日 午後4時09分～午後5時06分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 教育長	徳田耕造
教育長職務代理者	濱田英世
委員	仲島正教
委員	磯田雅司
委員	徳山育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	高見善巳
教育次長	西川嘉彦
管理部長	尾田勝重
施設担当部長	富永謙一
学校運営部長	梅山耕一郎
学校教育部長	平山直樹
社会教育部長	舟本康弘
こども青少年部長	細川直樹
企画管理課長	牧直宏
生徒指導担当課長	前田裕司
教育相談・特別支援担当課長	小寺英樹
歴博・文化財担当課長	益田日吉
こども政策課長	森山太嗣
青少年課長	藤川浩志

日程第1 議事録の承認

日程第2 協議・報告事項

(1) 尼崎市文化財保護審議会への諮問について (報告)

(2) 尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について (素案)

日程第3 教育長の報告と委員協議

午後4時09分、教育長は開会を宣した。

徳田教育長 それでは、これより日程に入ります。
日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。

企画管理課長 11月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしく願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
1 1月定例会議事録を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

徳田教育長 次に、日程第2の「協議・報告事項」に移ります。
「尼崎市文化財保護審議会への諮問について（報告）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 お手元の資料10ページをお開きいただけますでしょうか。それでは、「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」ご報告申し上げます。この諮問は、資料14ページの下から3行目の下線でお示しいたしておりますとおり、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づくものでございます。
それでは、資料に沿ってご説明申し上げます。諮問先は、尼崎市文化財保護審議会でございます。同審議会は、各分野の学識経験者5人で構成されており、委員は13ページに掲載の名簿のとおりでございます。なお、現在の委員の任期は平成28年9月1日から平成30年8月31日までの2年間となっております。それでは、10ページをお願いします。諮問日は、平成28年12月7日でございます。諮問内容は、平成28年度尼崎市指定文化財の指定についてでございます。次に、このたび審議会にて調査・審議いただく物件ですが、今年度はこれまでに文化財所有者等から申請がありませんでしたことから、事務局がご提案させていただきました物件でございます。物件名は「絹本著色 顕如上人画像」、数量は1幅でございます。所有者は宗教法人 西教寺、所在地は尼崎市大物町1-17-36でございます。
次に、資料の概要について簡単にご説明させていただきます。この資料は、浄土真宗本願寺派の西教寺に伝えられました、本願寺第11世宗主 顕如光佐を描いた画像です。本紙の法量は縦97.2cm、横40.8cm、表具の劣化や本紙に亀裂がみられますものの、絵や墨書は良く残っております。画面上部には法語が着賛され、左端に「本願寺前住 釈顕如」と墨書されています。裏面には当初のものと見られる裏書が貼り付けられており、「顕如上人真影」「釈准如（花押）／慶長六春辛丑正月十二日書之／定専坊門徒撰州河邊郡／橘御菌庄生嶋村西教寺／常住物也／願主釈常俊」と記されています。この裏書から、慶長6年（1601年）1月に、本願寺12世宗主 准如が裏書をして、生島村西教寺に下付された御影であることがわかります。西教寺は、明応4年（1495年）に生島村三反田に道場として開かれたと伝えられ、永禄年間（1558～1570年）に三反田から大物への移転したとされています。戦国期の西教寺は同じ大物の常念寺とともに、大坂本願寺の元に強い武力を有していた西成郡三番定専坊に属し、大物惣道場として一向一揆の拠点となっていました。天正8年（1580年）織田信長との講和で顕如が大坂本願寺を退出した際も、大物の門徒は講和を不服とする教如を仰ぎ、休戦に応じなかったとされています。尼崎市内には、中世末から近世初頭にかけての一向

一揆や真宗道場に関わる資料が乏しく、戦国期に定専坊門徒の道場として開かれた由緒を伝える希少な資料といえます。本資料は、本願寺の東西分立の前年に下付されており、戦国期の門徒の道場が近世の真宗寺院へと転換していく動向を伝える歴史資料としても貴重で、下付された時期が明らかな顕如上人画像として、また、17世紀初頭の真宗絵画の様相を示す遺品として注目されます。なお、写真及び釈文を11～12ページに載せておりますので、あわせてご参照ください。

最後に、文化財保護審議会ですが、今日12日に第1回審議会を開催し、ただ今、ご説明申し上げました「顕如上人画像」を今年度の候補物件として調査・審議いただくことになりました。今後の日程といたしましては、1月24日に開催予定の第2回審議会にて実物資料の調査と答申書の検討、3月1日の第3回審議会にて答申をいただく予定になっております。

報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 指定文化財に登録されれば、市が保存費用を負担することになるか。

歴博・文化財担当課長 指定するか否かについては、教育委員会でお諮りし、議決を得る必要がございますので、文化財保護審議会はいくまで答申を行うに留まります。指定された物件について、修復が必要となれば、所有者と協議し、専門家の意見も聞きながら、修復を行うこととなります。その際の費用については、所有者と市の折半となり、補助率は最大50%となっております。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります

徳田教育長 続いて、「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について(素案)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども政策課長および青少年課長。

こども政策課長 それでは、「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性(素案)」につきまして、ご説明申し上げます。

この素案につきましては、庁内協議を経て、市長の附属機関であります「尼崎市青少年問題協議会」にご説明し、ご意見をいただき、まとめたものでございます。

まず最初に、目次をご覧ください。記載のとおり3部構成としております。第1部では「尼崎市の子ども・青少年を取り巻く状況」について、第2部では「子どもの育ち支援施策の今後の方向性」について、第3部では「青少年施策の今後の方向性」についてとしてまとめております。なお、第2部の「子どもの育ち支援施策の今後の方向性」につきましては、教育委員会10月定例会におきまして、子どもの育ち支援センター準備担当課長から先行してご報告させていただきましたので、本日は第1部と第

3部をご報告させていただき、また、所管課が複数課にまたがりますので、第1部はこども政策課長から、第3部を青少年課長からそれぞれご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、目次の前のページの「はじめに」でございますが、ここでは、子どもの育ち支援及び青少年施策の今後の方向性の検討に至った背景を記載しております。未来を担う子どもは、人権が尊重されるとともに、身近な人々の愛情に包まれながら挑戦と試行錯誤を繰り返す中で、多様な人との関わりや経験を重ねることにより、自尊感情や自己肯定感、規範意識などが生まれ、社会の一員として責任を果たすことができる大人へと成長していくものでございます。しかしながら、昨今子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進展やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより、全国的に子育ての悩みや不安を持っている保護者が増えており、児童虐待の相談件数の増加、不登校児童生徒の増加、また、ひきこもりや少年非行などの問題も存在しているところでございます。さらに、発達障害に関する相談件数の増加など子どもを取り巻く環境の変化もあるところでございます。こうした中、平成21年度の子ども・若者育成支援推進法の制定や、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度、児童福祉法の改正などがなされ、子ども・子育て家庭に関する法令や制度が着実に整備されつつある状況でございます。本市におきましては、平成27年3月に閉校となった旧聖トマス大学の敷地と施設の一部を取得し、「学びと育ちを支援する」拠点施設として活用することになったものでございます。これまで、「尼崎市子どもの育ち支援条例」や次世代育成支援対策推進行動計画に基づき子ども・子育てに関する各種施策を展開してきたところですが、こうした子ども・青少年を取り巻く状況を踏まえ、行政内部の組織や関係機関との連携などの仕組みも含めて十分に対応できていないところもありますことから、これまでの取り組みが不十分なところに視点をあて、本市の子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性を明らかにするものでございます。

続きまして、第1部「尼崎市の子ども・青少年を取り巻く状況」につきましてご説明いたします。1ページをお開き願います。

まず最初に、「社会的背景」でございますが、子ども・青少年の居場所については、かつては公園や空き地など多くあり、様々な年齢の子ども達が集い一緒に遊び、その中で年齢の違う子どもに対するつきあい方や規範意識を学ぶなど社会性を身につける場となったおりましたが、昨今の地域コミュニティの希薄化等に伴い、自然体験や生活体験の不足による社会性の低下等が見られるところでございます。次に家庭の状況でございますが、(1)世帯構成の状況ですが、表に記載のとおり、本市の核家族の世帯類型別世帯数の構成比の推移をみてみますと、平成2年度から平成22年度までの20年間で、夫婦のみ世帯で9.3ポイント高くなっており、平成22年度の本市のひとり親世帯については、全国比較では本市が17.6%、全国が15.5%で本市が2.1ポイント高くなっております。次に(2)の就学援助認定の状況でございますが、この就学援助制度は、小・中学校の児童生徒の保護者で世帯所得が一定金額以下の場合、学用品費や給食費を扶助する制度で、その認定割合は2ページ上段の表のとおり、ここ数年は約25~26%の高い値で推移しており、全国の認定割合15.4%(平成25年度データ)と比較しますと、約10ポイント高い状況となっております。次に、(3)の虐待

の状況でございますが、本市の児童虐待の相談件数は、下の表のとおり年々増加傾向で、これは児童虐待に対する市民の認知度の向上や児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化(189)の広報等の要因もあり、5年前(平成23年度)に比べ約3.5倍の増加となっております。また、平成27年度の虐待相談種別で全国と比べますと、ネグレクトの割合が本市41.9%、全国23.7%で、本市が18.2ポイント高くなっております。このネグレクトは、※印の二つ目に記載のとおり、「家に閉じ込める」、「食事を与えない」、「ひどく不潔にする」などの行為でございます。

3ページをお開き願います。次に、3の児童生徒等の状況でございますが、(1)学習障害LD、注意欠陥多動性障害ADHDなど発達障害により教育的支援を必要とする児童生徒数の推移は、中段の表で小学校、中学校それぞれ記載していますが、中学校では年々増加傾向にあり、5年前と比較しますと約2倍に増加しております。(2)の不登校児童生徒の状況でございますが、4ページの上段の表のとおり、その出現率は平成27年度では全国と比べて小・中学校ともに約1.4倍程度高くなっております。次に、(3)の市立中学校の卒業者の進路先の状況でございますが、下の表のとおり、ここ数年の中学校の卒業者総数は3,300人から3,400人で推移しており、その進路先は、高等学校、特別支援学校の高等部、就職者等となっておりますが、下から2段目の行の「上記以外」として高等学校進学等も就職もしていない者の人数は、平成22年度から平成26年度までの5年間平均で約64人となっており、平成26年度で全国と比較いたしますと、卒業者全体に占める割合については、本市2.2%、全国0.8%で、本市が約2.8倍高くなっているところです。次に、(4)の市立高等学校の中途退学者の状況でございますが、平成27年度の市立全日制高等学校の中途退学者は5人で中途退学率は0.2%で、全国の中途退学率0.7%に比べますと低い状況となっております。また、市立定時制高等学校の中途退学者は58人で中途退学率は13.5%で、全国の中途退学率13.5%に比べますと高い状況となっております。次に、(5)ひきこもりの状況でございますが、本市のデータはありませんが、内閣府が平成22年2月に15歳から39歳までに実施した全国調査「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」では、普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する準ひきこもりを含めた広義のひきこもりは全国で69万6千人で、1.79%と推計されております。次に、(6)少年非行の状況でございますが、犯罪少年、触法少年、不良行為少年等は下の表のとおり増減を繰り返して推移しているところです。6ページの4の子ども・青少年の意識等でございますが、平成27年度の学力学習・学習状況調査で、自分を肯定的にとらえる質問として、「自分にはよいところがあると思う」と回答した割合は、小学校6年生で本市71.7%、全国76.4%、中3年生で64.6%、全国68.1%となっており、全国と比べると低い傾向があるところです。

以上が第1部「尼崎市の子ども・青少年を取り巻く状況」でございます。

続きまして、第3部「青少年施策の今後の方向性」につきましては、青少年課長からご説明申し上げます。

青少年課長

続きまして、第3部「青少年施策の今後の方向性」につきまして、ご説明申し上げます。14ページをお開き願います。

ただいまご説明しました第1部「尼崎市の子ども・青少年を取り巻く状況」を踏ま

え、第3部では、まず、健全育成施策を含めた青少年施策の現状と課題を明らかにし、次に、こうした課題を解決するための施策等の方向性について記載しております。

初めに『第1章 尼崎市の青少年施策における現状と課題』でございます。「現状」についてですが、「1 青少年施策等の現状 (1) 青少年の居場所づくり」としまして、青少年センター、こどもクラブ、地域での取組みの現状を記載しております。青少年センターの利用状況、地域での取組みとの地域の居場所の現状等は記載のとおりでございます。

続きまして、15ページの(2) 青少年健全育成事業（青少年センター事業）でございます。現在、青少年センターで行っている健全育成事業は、①成人の日のつどい事業、②少年音楽隊事業、③青少年指導者養成事業、④青少年活動事業、⑤青少年によるイベント企画事業、⑥わくわく体験教室等事業でございます。次の(3) 課題を抱える青少年への対応につきましては、①不登校児童生徒への対応、②中学校卒業後に進学や就職をしていない者や高等学校中途退学者、ひきこもりの青少年等への対応、また、次の16ページの(4) 少年非行等への対応につきましては、記載のとおり対応を行っているところでございます。(5) 各種青少年団体への支援につきましては、尼崎市立青少年センターの利用に関する要綱上の目的内利用認定団体の認定基準により、①青少年団体(4団体)・尼崎市スポーツ少年団・日本ボーイスカウト尼崎地区協議会・ガールスカウト尼崎地区連絡協議会・尼崎市子ども会連絡協議会、②青少年育成団体(7団体)・野外活動(2団体)・レクリエーション(3団体)・子育て(2団体)、③青少年グループ(28団体)・スポーツ(21団体)・ダンス(2団体)・音楽(3団体)・その他(2団体)がでございます。(6) 青少年センターでございますが、供用開始以来40年以上が経過しており、老朽化も進んでいる状況がございます。

次に『2 青少年施策等の課題』でございます。(1) 青少年施策の事業展開についてですが、現在本市では青少年センターを中心に青少年健全育成施策を展開しており、一部の公共施設での事業や居場所の提供などが実施されているものの、市域全体での事業展開には至っていないことから、地域の公共施設においても青少年に係る事業を更に実施し、全市域での事業展開を検討する必要があると考えております。(2) 事業の対象者についてですが、下の段落にありますように、中学・高校生をはじめとした青少年、また、ひきこもりの青少年等を対象として、各種施策を行っていく必要があると考えております。(3) 事業の内容についてですが、(2)と重複いたしますが、課題を抱える青少年を支援するような事業、また、健全育成事業についても、課題を抱えた青少年の参加も視野に入れた事業展開を検討する必要があると考えております。(4) 青少年の自主性の育成についてですが、現在の青少年センターの運営や各種事業については、スタッフ中心で行われることが多く、青少年自ら企画し運営する機会はあるものの、あまり多くないことから、青少年が自ら企画し運営する機会を増やすための仕組みづくりを行う必要があると考えております。(5) 自主活動グループについてですが、現在、青少年団体はスポーツ、野外活動などが中心になっており、文化・芸術活動は少なく、演劇や絵画などの自主活動グループはないことから、幅広い青少年が参加しやすくなるよう、さまざまな分野のグループの立ち上げ支援を行っていく必要があると考えております。(6) 施設についてですが、下の段落に記載のとおり、現在の青少年センターの老朽化が進んでいることを考慮し、旧聖トマス大学の施設を青少

年施策の拠点として活用することとしており、その活用方策について検討する必要があると考えております。

次に『第2章 今後の施策展開における基本的な考え方』についてです。本市において今後青少年施策を展開するに当たっては、基本的な考え方に基づき実施するものとして、5つ挙げております。まず、1 青少年施策の全市展開と旧聖トマス大学の拠点化でございます。旧聖トマス大学を青少年施策の拠点と位置付け、同大学の施設を活用し、各種事業を実施するほか、各地域の公共施設においても実施します。また、拠点施設と地域の施設が連携した事業を行うとともに、地域の施設が実施する事業に対し拠点施設が助言等を行います。次に、2 青少年の自主性の尊重と育成でございます。旧聖トマス大学の施設の運営については青少年が参画する仕組みづくりに努め、スタッフはそのための支援を行います。また、各種事業についても青少年自らが企画するものを実施し、青少年の自主活動グループの結成に向けた支援を行います。3 関係機関等との連携でございます。青少年健全育成に係るさまざまな関係機関や関係団体等と連携し、事業を実施します。4 さまざまな青少年を対象とした施策展開でございます。記載のとおり、青少年施策の対象者については、小学生だけでなく、中学・高校生、課題を抱えた青少年も含めることとし、具体的な事業の企画立案に当たっては、さまざまな青少年が参加しやすいものになるよう配慮します。最後に、5 子どもの育ちに係る支援センター等と連携した支援でございます。子どもの育ちに係る支援センター等と連携し、課題を抱える青少年に寄り添った支援を行います。

次に『第3章 青少年施策の今後の方向性』です。1 旧聖トマス大学（学生会館・図書館）でございますが、青少年施策の拠点施設として、学生会館・図書館を拠点にして、青少年（おもに中高生）の居場所づくり、各種事業を行うとともに、青少年の交流、活動・発表（演劇、ダンス、音楽等）、学びの場として、青少年にとって魅力のある施設づくりや参加しやすい事業を行います。学校、教育委員会、子どもの育ちに係る支援センター等と連携し、課題を抱えた青少年の自宅等の訪問を行うとともに、生活習慣を身に付ける、あるいは学び直しの場等としても当該施設を活用します。その下でございます。地域の公共施設等に出向き、ひきこもりの青少年等の学習支援等を行います。しごと・くらしサポートセンター等と連携し、ひきこもりの青少年等の就労支援に取り組みます。美方高原自然の家や青少年いこいの家等青少年施設と連携した事業を行います。運営につきましては、指定管理者又は業務委託等の手法を検討してまいります。次に、地域総合センター・地区会館等の2 各地域の公共施設でございます。拠点施設の受託団体等が行う事業の場として活用します。各施設の特性を生かし、青少年も参画した取組みや青少年施策の実施に努めます。次に、3 地域での青少年の居場所づくりでございます。地域の自主性を尊重する観点から、地域において青少年の居場所づくり（食の提供を通じた居場所づくりを含む）を行う場合には、立ち上げの支援や市ホームページ等への掲載など側面的支援を行います。最後に、4 青少年健全育成事業についてでございます。青少年が好奇心を持ち、将来に夢と希望を持つことができるよう、毎年度事業効果を検証のうえ各種事業を実施します。

今後のスケジュールといたしましては、12月20日(火)～来年1月20日(金)まで、パブリックコメントによる意見募集を行い、来年1月14日(土)から16日(月)に、6行政地区において、市民説明会を開催予定でございます。来年3月(中旬)に 意見

公募手続き結果及び成案の公表を予定しております。

以上で、ご説明を終わらせていただきます

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

仲島委員 困っている青少年を救うことができるのは、やっぱり「人」ではないかと思う。そのため、青少年に関わる職員を育成することが一番大事ではないかと思うが、どうか。

青少年課長 指定管理者や委託業者など運営方法を検討する際に、いまのご意見を重視し、慎重に検討していきたいと考えております。

磯田委員 事業内容としては賛同できる場所であるが、実際に各事業において具体的にどのような連携を考えているのか。

青少年課長 運営方法を検討していくなかで、どの事業を直営でおこなうのか、どの事業については指定管理者や委託業者の力を借りながら進めていくのかを慎重に見極めていきたいと思っております。

こども青少年部長 まだ予算の確保がなされた訳ではありませんが、例えば、ピッコロシアターから演劇のご支援をいただいたり、旧聖トマス大学の学生会館にはバンド練習ができるスペースもあるので、市内のジャズバンドからご指導いただくことなどを考えております。また、課題を抱えた子どもたちについては、地域の民生児童委員や保護司などと連携して情報を共有したり、商工会議所等との連携で就職支援なども行っていけたらと思っております。

磯田委員 フローチャートに、今の具体的な内容を盛り込んでもらえたら、連携内容がもっとイメージしやすくなると思う。現在も子どもに関する事業を展開している所管課は複数あるので、事業を拡大するにあたり、この先どの所管課がどんな場面でどのような連携をするのかも検証しながら進めてほしい。

徳山委員 地域のお祭りや連携すると、子どもたちも入りやすいのではないと思うが、地域の団体の連携は考えているのか。

青少年課長 地域のお祭りとは、従来から連携しておりますので、もっと広く事業展開していくにあたり社会福祉協議会との新たな連携を考えています。社会福祉協議会には、すでに事業説明を行っており、今後連携方法について検討していきます。

濱田委員 課題を抱えた子どもの状況を把握との説明があったが、どのように把握しているのか。

青少年課長 学校を卒業してしまうと状況の把握が困難となるため、教育委員会や学校から情報

提供をいただけるように、今後調整していきたいと考えています。

濱田委員

課題を抱えている子どもの情報を一番持っているのは現場なので、教育委員会や学校との繋がりを持ってもらう必要があると思う。そのうえで、SSWやCSWとの連携方法も重要になってくると思う。

課題を抱えた子どもの情報を把握できたとして、現在展開している事業に参加してもらうためには、どのような方法を考えているか。委託業者に全てお任せしては、事業の運営に支障はないかもしれないが、課題を抱えた子どもが参加できるようになるのは難しいと思う。

青少年課長

急に公の場に出てくることはハードルが高いと思いますので、資料39ページにも記載しておりますが、ひきこもりの青少年等の自宅等の訪問を行うなどでコミュニケーションを図っていき、生活習慣を身につけたり、学び直しを提供したりなどの支援を行い、一歩ずつ外へ繋げていくことができたらと考えております。

濱田委員

居場所づくりは大切なことだと思うが、居場所を作っただけで終わってはいけない。いかにしてその居場所に、課題を抱えた子どもたちに来てもらうかが大事だと思う。今説明のあった取り組みをもっと意識して、具体的に広げていってほしい。

磯田委員

旧聖トマス大学の整備についてですが、今はハード面の整備が重視されているように感じるが、「ソフト面でのセンター機能の拠点」という考え方で推していけば、より事業展開の方向性も分かりやすくなるのではないかと思う。

こども青少年部長

今日お示ししました「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について」は、あくまで方向性を示すものであり、具体的な施策については、別途実施計画等を策定していく予定としております。

徳田教育長

他に質疑はございませんか。

徳田教育長

質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

徳田教育長

次に、日程第3「教育長の報告と委員協議」に移ります。

企画管理課長

教育委員会12月定例会報告事項について、平成28年11月29日から本日12月26日までの主要行事および1月の主要行事予定を報告します。

(総務関係)

11/29 第16回政策推進会議

((仮称)尼崎市自転車のまちづくり推進条例(骨子素案)に対する市民意見
公募手続の実施について、次期尼崎市議会定例会市長提出予定案件について
ほか)

11/30 11月市議会臨時会

～12/1 11/30 本会議(提案理由説明等)

総務委員会

- 12/1 本会議（委員長報告、採決等）
- 12/6 12月市議会定例会
～12/21 12/6 本会議（提案理由説明等）
12/7～9 一般質問
12/14～16 常任委員会（12/15 文教委員会）
12/21 本会議（委員長報告、採決等）
- 12/12 第5回教育委員協議会
- 12/19 第17回政策推進会議
（平成29年度主要事業（新規・拡充事業、改革改善項目）の調整状況に対する市民意見公募手続きの実施について、尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について（素案）に係る市民意見公募手続きの実施について ほか）
- 12/26 教育委員会12月定例会

（学校教育関係）

- 12/2 小学校読書感想文・感想画発表会
- 12/3 立花西小学校創立50周年記念式典
- 12/22 感謝状贈呈式（大岡様 小学校市制100周年ポスターの写真集編集）

（社会教育関係）

- 12/12 第1回尼崎市文化財保護審議会

（1月主要行事予定表）

- 1/4 仕事始め式
- 1/5 第18回政策推進会議
- 1/10 中核市教育長会臨時総会・研修会
市立小学校・中学校・高等学校・尼崎養護学校始業式
- 1/11 市立幼稚園始業式
- 1/16 文教委員会（閉会中）
- 1/20 第19回政策推進会議
- 1/23 教育委員会1月定例会
- 報告は以上です。

徳田教育長 報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

徳田教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。
これをもって、尼崎市教育委員会12月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時06分)

尼崎市教育委員会12月定例会において、以上のおり議事が行われたことを記録します。